２０２４年　８月　１日

「指定福祉用具貸与」
「指定介護予防福祉用具貸与」　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（山形県指定 第 0670103142 号）

当事業所はご契約者に対して指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与サービス（以下「福祉用具貸与」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１　事業者

事業者名称	株式会社ヤマコー
代表者氏名	代表取締役社長　平井　康博
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	山形県山形市鉄砲町二丁目 13 番 18 号 電話番号　023-622-5181（代表）・ＦＡＸ　023-622-8215
法人設立年月日	昭和 18 年 2 月 20 日

２　事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名称	株式会社ヤマコー　商事事業部
介護保険指定事業者番号	山形県指定　第 0670103142 号
開設年月	平成 22 年　9 月　1 日
事業所所在地 連絡先	山形県山形市富神台 34 電話番号　023-674-8107・ＦＡＸ　023-643-8115
管理者	西尾　拓也
事業所の通常の事業実施地域	山形県内の村山地域・最上地域・置賜地域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	福祉用具貸与の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	①利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ②福祉用具専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。 ③地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 （祝日・8月13日～8月15日 12月29日～1月3日を除く）
営業時間	9：00～17：00

(4) 事業所の職員体制

職種	人数
管理者	1名 常勤
福祉用具 専門相談員	1名 常勤（管理者と兼務） 3名 非常勤

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 福祉用具貸与の種目

取扱種目		
車いす	車いす付属品	特殊寝台
特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器
手すり	スロープ	歩行器
歩行補助つえ	認知症老人徘徊（はいかい）感知機器	移動用リフト （吊り具の部分を除く）
自動排泄処理装置		

(2) 利用料について

利用料は別途定める価格表に記載のとおりとします。尚、貸与期間の開始月と終了月の利用料は、以下のとおりです。

① 貸与開始日が15日以前の場合･･･月額利用料と同額
② 貸与開始日が16日以降の場合･･･月額利用料の50%相当額
③ 貸与終了日が16日以降の場合･･･月額利用料と同額
④ 貸与終了日が15日以前の場合･･･月額利用料の50%相当額

(3) その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、事業実施地域を超えた地点から1㎞につき50円を請求いたします。
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入の場合は、費用請求はいたしません。

(4) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 行われたサービス提供と請求書の内容を照合のうえ、請求月の翌月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）現金支払い（集金にお伺いします） （イ）指定口座への振込 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

(5) 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4　サービスの提供にあたっての留意事項

(1) サービスの提供にあたって

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
② 利用者が要介護・要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。又、居宅介護・介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護・要支援認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされる

よう、必要な援助を行うものとします。
③ 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

(2) 秘密保持及び個人情報について
事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。この守秘義務は契約終了後も同様に厳守します。尚、個人情報の取扱については、別紙「個人情報利用同意書」に基づいて行います。

(3) 事故発生時の対応方法について
利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業者及び介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

(4) 身分証携行義務
福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(5) サービス提供の記録
① 福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況（修理、点検結果等を含みます。）等についての記録を行うこととし、その記録はサービス終了の日から 5 年間保存します。
② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(6) 衛生管理等
① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
③ 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。
④ なお、上記の福祉用具の保管又は消毒に係る業務は、日建リース工業株式会社に委託して行います。

５ サービスの終了について
ア　お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。
イ　当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知します。

ウ　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合　　※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・お客様が亡くなられた場合

エ　その他

・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6　指定福祉用具貸与サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、利用者の居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 貸与の開始日　　年　　月　日

(2) 貸与予定の福祉用具の種目、品名等及び利用料、利用者負担額

（介護保険を適用する場合）

種　　目	品　　名	数量	介護保険適用有無	利用料	利用者負担額
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
1ヶ月当りの利用料(見積もり)、利用者負担額合計額				円	円

(3) その他の費用

①交通費	円
③ 別搬出入費	円

(4) 1ヶ月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

7　サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ァ 提供した福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

ィ 苦情が生じた場合、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じています。

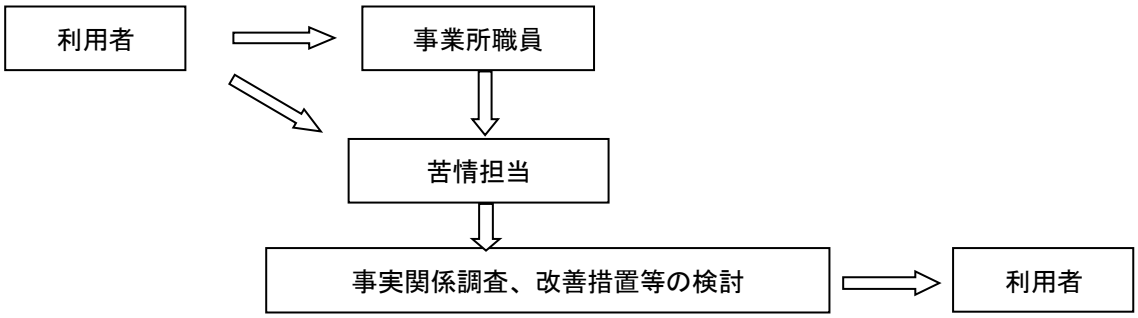

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社ヤマコー　商事事業部	所 在 地　山形市富神台 34 ＴＥＬ　023-674-8107　ＦＡＸ　023-643-8115 受付担当者　管理者　西尾　拓也 受付時間　営業時間内（2 ページをご覧下さい）
【公的団体の窓口】 山形県国民健康保険団体連合会 （介護保険課介護サービス推進室）	所 在 地　寒河江市大字寒河江字久保 6 番地 ＴＥＬ　0237-87-8006（苦情・相談専用）

8　重要事項説明の確認・署名

この重要事項説明書の説明年月日	年　月　日

当事業所は、福祉用具貸与サービスの提供に当たりサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業所所在地	山形県山形市富神台 34
事 業 所 名	株式会社ヤマコー　商事事業部
説　明　者	福祉用具専門相談員　　印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	印
代理人	住　所	
	氏　名	印